

## 山梨県国民健康保険組合特定健診等受診率向上支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の受診率向上により、疾病を早期に発見し、重症化予防に繋げることで、医療費の適正化を推進するとともに、県民の健康的で生き生きとした生活の一層の維持・向上を図るため、山梨県内の国民健康保険組合（以下「補助事業者」という。）が実施する特定健康診査等の受診率向上を図る事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (交付対象事業)

第2条 交付対象事業は、補助事業者が本県内の被保険者を対象に、特定健康診査等の受診率向上を図るために実施する啓発事業等とする。

### (対象経費と補助率)

第3条 補助対象経費及び補助率は別表に定めるとおりとする。ただし、1団体あたりの補助上限は200千円とし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (交付対象団体)

第4条 この補助金の交付の対象団体には、次の条件を付すものとする。

- (1) 山梨県内に本部または支部があること
- (2) 被保険者数が、当該年度4月1日時点で2,000人を超えていること
- (3) 事業に要する経費を区分経理できること
- (4) 「山梨県国民健康保険組合特定健康診査・保健指導費補助金」の交付を受けていないこと

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金交付申請書（様式第1号）を、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付条件)

第6条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分、補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）及び中止・廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (3) 知事は、第5条の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定をするものとする。
- (4) 知事は、第5条ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付決定通知)

第7条 知事は、第5条の交付申請書を受理した場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定通知（様式第3号）を行うものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金交付方法)

第9条 知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第10条 知事は、事業の完了に係る実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第6号により速やかに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第13条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度

から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項については、知事が定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。